

お父さん支援員

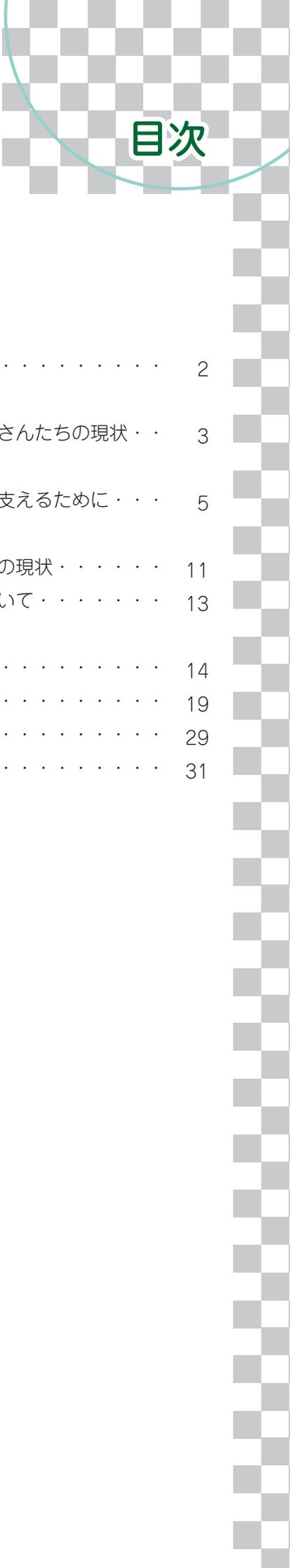
ハンドブック 岩手県



ステーション
パパStation

監修：岩手県





目次

はじめに	2
◆東日本大震災により、ひとり親家庭となったお父さんたちの現状	3
◆被災によって父子家庭となったお父さんを地域で支えるために	5
◆父親支援の基礎知識	
一般的な日本の父親の現状	11
職場の育児制度について	13
◆サポートリスト	
相談	14
支援	19
施設	29
支援サイト	31



東日本大震災により遺児となった子どもの数は 1,372 人です。

岩手県 481 人、宮城県 749 人、福島県 142 人（2012 年 3 月 28 日現在）。

遺児の中でも、被災により父子家庭となった子どもたちは、

家事・育児を担ってきた母親を失い、養育環境の悪化が心配されます。

また、復興に向けて働き盛りの子育て中の父親に、多くのストレスが集中して、

家族が不安定な状況に陥り、

DV や児童虐待、一家心中といった、子どもを巻き込む事態が懸念されています。

『お父さん支援員ハンドブック』は、

父親支援と父子家庭の基礎知識や子育て情報を集め、

子どもや家族にかかわる方々の活動に役立つ内容になっています。

母親だけでなく、

父親にも目を向け、見守り、支援するために、

『お父さん支援員ハンドブック』を、

皆さんの取り組みにご活用ください。

お父さんを支援することは、子どもたちを救うことにつながります。

岩手の未来を担う、子どもとお父さんを応援していきましょう！



東日本大震災により、ひとり親家庭となったお父さんたちの現状

震災によって、母親を失った父子家庭の多くが、いまなお厳しい状況に置かれています。家事・育児を母親が担うことの多い日本の一般的な家庭と同じように、被災父子家庭のほとんどが、震災前の家事育児は母親が主に担い、父親は仕事中心の暮らしぶりでした。地震と津波によって、突然、母親を奪われた子育て家庭の父親たちには、3.11以降、生活再建や仕事の復興に加えて、母親役割ものしかかっています。多くの喪失体験を抱えながら、子どもとともに、過酷な日々を歩んでいます。

■不慣れな家事、子どもと向き合う毎日

父子家庭の多くが、毎日の家事に手を焼いています。母親を失ったことで、ひとりで担わなくてはならなくなった炊事・洗濯・掃除といった日常生活を維持する仕事も、父親たちには大きな負担です。子どもが小さければ、食事は父親が作って食べさせなくてははいけません。衛生的な生活環境を維持する洗濯や掃除といった家事も、上手くこなし、日常の習慣になり、子どもとの生活リズムができるまでは、苦労が伴います。

小学校低学年ぐらいまでは、一般的に、父子関係よりも母子関係の方が親密で、子どもの心に寄り添ったり、何気ないやり取りから気持ちを理解したり、コミュニケーションを図るといったことも、父親は母親に比べ経験が浅いものです。子どもと向き合う毎日の中で、父親たちは、上手く子どもに関われないジレンマを抱えがちです。結果、支配的な態度や、行き過ぎたしつけ、育児放棄といったことも懸念されます。

■仕事の再建、復興ストレス

働いていた多くの人たちが、震災によって、職を失ったり、職場が被害に遭ったり、労働基盤に大きな影響を受けています。被災地の父子家庭の父親たちも同様です。職探しや事業の再建など、復興に向けて山積する仕事をこなしながら、家庭を維持し、子どもを育てている状況は、二重三重の負担を父親に課している状態です。

一家の大黒柱として経済的に家庭を支えてきた男性にとって、父子家庭となり、仕事の再建に専念できないことは、心理的に大きなストレスです。しかし一方で、妻や親族の喪失体験から、残された子どもへ強い愛着と責任感を持つています。「仕事と子ども」、この二つの間で、父親の心が揺れ動いているのです。

■親世代を巻き込んだ生活の不安

父子家庭にとって頼りになるのが、父親の両親やきょうだい、親戚です。親族の援助は、勤務時間が長く、家事・育児に慣れない父子家庭にとって大きな力になります。同居する親族がいて、自分がいなくても、大人が家庭にいるという状況は安心です。

しかし、親族が家事・育児を代行しすぎると、父親が役割を發揮する機会が少なくなってしまいます。お互いのできる部分を支え合えるよう、子ども・父親・祖父母という3世代の役割分担を考える必要があります。

また、頼りにする親が高齢の場合、いつ病気になって介護の問題が起こるかわかりません。父子家庭は頼みの綱である親の介護という将来への不安も抱えています。

■情報不足と地域での孤立

子どもの成長とともにさまざまな子育ての悩みが生まれますが、解決につながるような情報を得る機会が父子家庭の父親には不足しています。

母親であれば地域のつながりの中で得られる、担任の先生の評判、子どものたちの友人関係、子どもたちの間で流行っている遊びなどの情報が、父子家庭の父親にはキャッチしにくいのです。情報が得られないと、ますます心配事や不安感が増えてしまいます。

仕事を調整して保育所や学校行事に参加しても、PTAや地域活動の中心は母親。女性ばかりの中で父親として子どもの情報を得ようと発言するのは勇気がいります。

地域には同じ境遇の父子会のような父親ネットワークがほとんどなく、近隣とのかかわりのない父子家庭の父親は、地域の中で孤立しがちな傾向にあります。

身近なところで、気軽に相談できたり、情報が得られるように、子育て支援者や機関が待っているのではなく積極的に発信したり出向いたりして届ける必要があります。

■父子家庭への無理解

ひとり親家庭が年々増加していますが、母子家庭に比べると、社会全体の父子家庭への理解が薄い状況にあります。父子家庭の父親は経済力があり、日常生活については親族や近隣の援助を受けることが多いと考えられ、社会的な支援の対象として認められてきませんでした。

しかし、社会の変化により父子家庭を取り巻く環境も変化しています。核家族化が進み、地域社会のつながりが希薄になる中、子育てに関する協力を周囲から得ることが難しくなっています。また、家事・育児と仕事を両立させるために、残業や転勤のある正社員としての勤務が困難になり、父子家庭の父親にも非正規雇用者が増加している現状があります。

■父子家庭を支援する資源の不足と周知の不足

父子家庭は同じひとり親の母子家庭に比べると、格段に支援や相談、援助の施策が不足しています。

平成22年から父子家庭にも児童扶養手当が支給されるようになりましたが、自立支援施策の中で利用できるのは、保育所の優先入所やヘルパー派遣、養育費確保、母子家庭等就労・自立支援センター事業の一部に限られています。

さらに、問題なのは父子家庭の父親に利用できる支援の情報が届いていないことです。名称に「母子」としか記していない公的制度もあり、父子家庭も利用できる制度が父親に伝わりにくくなっています。

性別役割分業意識に囚われ「助けて」と言えない父親の意識を踏まえた相談機能を充実させるなど、男性が一人で仕事をしながら子育てできる体制を、社会全体につくることが求められています。

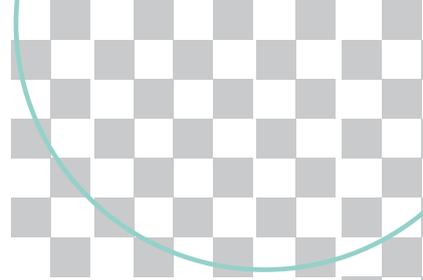
被災によって父子家庭となったお父さんを地域で支えるために

被災したお父さんと向き合うときのポイント

- 1) 安心感を与えるように、努めましょう。
- 2) 気持ちを受け止め、相手のペースを尊重し、質問攻めにしないで話を聞き、信頼関係を築きましょう。
- 3) 男性は子どもや家族、家庭内のことを、支援者や相談員とはいえ、他人に話すことに慣れていません。1) 2) を踏まえて、根気強く状況を聞き取りましょう。
- 4) 支援や援助を求めること、他人の世話になることを、恥ずかしいと考える傾向が男性は強いいため、被災状況の中で、支援や援助、周囲に頼ることは、恥ではなく、普通の選択であることを伝えましょう。
- 5) 話を聞くだけでなく、具体的な支援情報を携えて会うようにしましょう。
- 6) 一般的に、男性は早めに SOS のサインを出すのが苦手と言われます。父親が自発的に相談を持ちかけたら、状況はかなり進んでいると考えましょう。
- 7) 虐待や育児放棄、自殺や心中、アルコールや薬物依存など、危険な行動が心配される場合は、専門機関や専門家につなぎましょう。
- 8) 仕事と家事育児をひとりでこなす父親は多忙です。相手の状況を踏まえてコンタクトしましょう。

お父さん以外からのサインを見逃さない

お父さんのストレスを周囲の人が気づいている場合があります。支援者は、お父さんだけでなく、ご近所、親族、保育園・幼稚園・学校の先生、お母さんからのサインも見逃さないようにしましょう。



子どもの心のケアのためにお父さんにアドバイスすべきこと

子どもが傷ついた心を回復させていくには「安心・安全を感じること」そして「よく眠ること」が大切です。日常生活では次のことを心がけるよう、お父さんにアドバイスしましょう。

- ・「大丈夫だよ」「守るからね」など安心する言葉かけを繰り返しましょう。
- ・赤ちゃん返りや年齢に合わない行動をしても受け入れ、叱らないようにしましょう。
- ・普段の生活のリズムが回復できるような援助を心がけましょう。
- ・災害のニュースを繰り返し見るのは避けましょう。
- ・“地震ごっこ”などの遊びは冷静に見守りましょう。
- ・お絵描き、作文など思いを表現できる場を設けましょう。
- ・症状は必ずやわらいでいくことを伝え、安心感を与えましょう。
- ・スキンシップを多くしましょう。手をつないだり、抱きしめたりしましょう。
- ・子どもが嫌がること（部屋の電気を消すのを怖がる、家から外出しようとしめないなど）は、強制しないように心がけましょう。
- ・一緒に遊ぶなど、触れ合いのときを多く持つように努めましょう。
- ・勉強や家の手伝いができなくとも、しばらくは温かく見守りましょう。

プレイセラピー～遊びを通した子どもの心のケア～

子どもの心を癒すためにプレイセラピーが注目されています。プレイセラピーは「遊び」を介した精神療法のことです。子どもは言語能力の発達途上にあり、大人のように自分の考えや感情を上手く言葉で表現することができませんが、子どもは遊びをコミュニケーションの手段として自分のこころを表現することができ、子どものこころの状態を理解して、回復に役立てることが出来ます。具体的には、積み木、お絵描き道具、人形、粘土などを使って遊びながら、怖い体験後の反応を緩和させたり、対処方法を身につけたりします。

子どもに見られるストレス反応をお父さんに伝えましょう

衝撃的なストレスを受けた子どもたちの反応は、恐ろしい災害や大切な人を失った悲しみなどをなんとか受け入れようとする子どもが苦しんでいるサインです。このサインを早めにキャッチして適切な対応ができるようにすることが、子どもたちの回復につながります。

- ・甘える、まとわりついてくる、赤ちゃん返りする
- ・できていたことができなくなる（ひとりで寝られない、トイレに行けない など）
- ・ひとりになることを怖がる、外に出たがらない
- ・“地震ごっこ”“津波ごっこ”など、災害に係る遊びをする
- ・眠らない、おねしょをする、悪夢を見る
- ・体の不調を訴える（腹痛、頭痛、嘔吐 など）
- ・心身に障がいがある場合、症状が悪くなる

子どものPTSDについてお父さんに理解してもらいましょう

災害などに遭遇した後に現れるストレス反応は数週間で回復すると言われていますが、原因となる出来事が起こってから1か月以上経過しても症状が続く場合を「心的外傷後ストレス障害：PTSD」と言います。子どもが非常に強い恐怖の体験をしたときに起こる混乱した状態です。

震災後、子どもに次のような症状が見られ、そのほかの心配な様子が見られたら、専門機関や専門家に相談しましょう。

<PTSDの主な症状>

1. 持続的な再体験
 - ・体験した出来事を繰り返し思い出し、悪夢を見たりする。
 - ・体験した出来事が目の前で起きているような生々しい感覚がよみがえる（フラッシュバック）。など
2. 体験を連想させるものからの回避や感情が麻痺した症状
 - ・体験した出来事に関する話題などを避けようとする。
 - ・体験したことを思い出せない。
 - ・人や物事への関心が薄らぎ、周囲と疎遠になる。など
3. 感情・緊張が高まる
 - ・よく眠れない、イライラする、怒りっぽくなる、落ち着かない。
 - ・物事に集中できない、極端な警戒心を持つ、些細なことで驚く。など



記念日症候群

衝動的な出来事の1年後や出来事に関する報道などに反応して起きる症状を記念日症候群と言います。せっかく忘れかけたことを思い出し、気が滅入ったり、怒りがこみ上げてきたり、眠れなくなります。忘れることも大切ですが、まったく忘れてしまうことはできません。自分の思いを誰かに話したり、文章にしてみたりして、自分の気持ちとつき合うことが大切になります。

大切な人を亡くされた方が立ち直るためのプロセスを理解しましょう

災害で家族を亡くされた方は、大きな喪失感を味わい、家や大切な思い出の品まで失って不安や怒りを感じます。しかし、人間にはもともと、困難にぶつかっても、自然に回復する力があります。大切な人を突然亡くされた方が、悲嘆を乗り越えるまでにはいくつかの段階を経ると言われています。悲しみがひとりひとり違うように回復にかかるプロセスもそれぞれに異なり、順序どおりではありません。それぞれのペースを大切にすることが重要です。

■ 悲嘆のプロセスの 12 段階

① 精神的打撃と麻痺（まひ）状態

大切な人の死に遭うとその衝撃によって一時的に現実感覚が麻痺状態になります。これは心身のショックを和らげようとする人間の本能的な働きです。

② 否認

感情も理性も大切な人の死という事実を認めようとしません。その事実を否定する気持ちになります。

③ パニック

身近な人の死に直面した恐怖から極度のパニック状態になります。悲嘆のプロセスの初期にしばしば見られる現象です。

④ 怒りと不当感

ショックがやや収まると悲しみと同時に不当な苦しみを負わされているという激しい怒りが湧き起こります。

⑤ 敵意と恨み

周囲の人々や亡くなった人に対して敵意や恨みという形でやり場のない感情をぶつけます。

⑥ 罪意識

悲嘆の行為を代表する反応で過去の行為を悔み、自分を責めます。

⑦ 空想形成、幻想

空想の中で亡くなった人がまだ生きているかのように思い込み、実生活でもそのように振る舞います。

⑧ 孤独と抑うつ

葬儀などの慌ただしさが一段落して訪れる人も途絶えると、紛らわしようなない独りぼっちな寂しさがひしひし身に迫ってきます。

⑨ 精神的混乱と無関心

日々の生活目標を見失った空虚さから、どうしていいか分からなくなり、全くやる気をなくした状態に陥ります。

⑩ あきらめ——受容

亡くなった人はもうこの世にはいないというつらい現実を明らかに見つめて、相手の死を受け入れようとする努力が始まります。

⑪ 新しい希望——ユーモアと笑いの再発見

苦悩に満ちた悲嘆のプロセスは永遠に続くように思われますが、いつかは必ず希望の光が差し込んできます。それは忘れていた微笑みが戻り、温かなユーモアのセンスがよみがえることから始まります。

⑫ 立ち直りの段階——新しいアイデンティティの誕生

悲嘆のプロセスを乗り越えることは大切な人を失う以前の自分に戻ることはありません。苦しい経験を経て人間的に豊かな成熟への道に進み、新しい世界が広がります。

グリーフケア～悲しみを乗り越えるための一歩～

大震災で大切な人を亡くし、家や仕事など失った方々の悲しみを癒すために、グリーフケアが有効だと言われています。

グリーフ（悲嘆：grief）は様々な喪失体験から生じる深い悲しみのことです。悲嘆というのはひとりで抱え込んでいては癒されません。悲しみを表に出すことで少しずつ回復へと向かっていきます。グリーフケアは、悲嘆に暮れる人がその悲しみから立ち直れるよう、悲嘆のプロセスを見守ります。

<かかわりの基本>

- *避けない：声をかけたり、メールや手紙を出したり、電話をするなど、根気よくかかわる。
- *話を聴く：話をよく聴く。アドバイスは必要ない。聞き役に徹する。
- *手助けをする：家事、育児などを手伝う。直接するのではなく、サポートシステムにつなぐ。
- *同じ体験をした人たちのグループを紹介する：心の内を語り出せるような機会と場の情報を提供する。

<好ましくない態度>

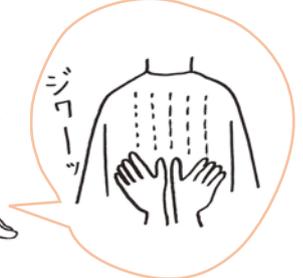
- *忠告やお説教など、教育者ぶった態度、指示したり、評価したりするような態度
- *死という現実から目を背けさせるような態度
- *死を因果応報論として押しつける態度
- *悲しみを比べること
- *叱咤激励すること
- *悲しむことは恥であるとの考え
- *「時が癒してくれる」など安易に励ますこと、もっぱら楽観視すること

ストレスと上手につきあうポイントをアドバイスしましょう

- 1) リラックス法を身につける
例えば、簡単な体操、ストレッチ、呼吸法、入浴、音楽を聴くなど。
- 2) 規則正しい生活を心がけ、十分な睡眠と栄養をとる
快適な睡眠は疲労回復・ストレス解消・事故防止になります。
- 3) 信頼できる人と交流する時間をもつ
不安やイライラなど今の状況や気持ちを話すだけで気が楽になります。
- 4) 笑いのすすめ
笑いは自律神経のバランスを整え、免疫力を向上させます。
- 5) 緊張を細切れにする
一日中緊張が続いていると感じたら、深呼吸したりして気分転換を図りましょう。
- 6) できるだけ落ち着いた環境をつくる
可能な限り自分好みの空間をつくり、落ち着いた環境を整えましょう。
- 7) 仕事に関係のない趣味を持つ
仕事を離れた趣味は気分転換とストレス解消につながり、生活が豊かになります。
- 8) 自然に親しむ機会を多くつくる
自然に身をゆだねることはストレス解消にたいへん有効です。
- 9) 適度に運動をする
適度に運動することで、満足感や解放感が得られ、心身のストレス解消になります。
- 10) ストレス解消をタバコや酒に頼らない
ストレスから逃れるためにタバコやお酒に頼ってしまうと、いつしか量が増え、依存症や心身の健康を損ねてしまいます。



★二人でできる
簡単な体ほぐしです★



支援者が自分のためにできること

被災地で子どもと父親を支える支援者の中にも、東日本大震災の被災者がいらっしゃいます。ご自分の生活を立て直すとともに、支援を行うのはたいへんなことです。支援者は厳しい環境の中で活動することになります。ショックな話を聞くことで支援者も心に傷を負います。無理をして疲れてしまわないように、支援者も自分自身をケアしましょう。

- ・ストレスには早めに対処しましょう。
- ・「できたこと」に目を向けましょう。
- ・その日の体験や自分の気持ちを仲間に報告しましょう。
- ・休憩時間を十分にとるようにしましょう。

一般的な日本の父親の現状

母親を主な対象として取り組んできた日本の子育て支援において、父親支援は経験が少ない未開発の分野です。もう一人の子育ての主役＝父親にアプローチしていくためには、父親の現状を知り、よく理解しておく必要があります。課題を抱えている父親支援を展開する基礎として日本の父親の一般的な状況を理解しましょう。

■子育て世代の変化

30代の子どもと暮らす父親は、支援者の世代と子育て意識が違います。

学校教育で男女共同参画教育を受け、男女ともに仕事も家事も育児もするという意識を持っています。

また、仕事と生活のバランスを取り、私生活を大事にする志向があり、一世代前のように盲目的に働くことはありません。

親世代は仕事優先で父親不在の家庭に育ったため、お手本となる父親モデルがない中で、新しい父親像をつくらせようと模索しています。

■日本の父親の育児時間は、33分

国際調査によると、6歳未満児をもつ日本の父親の育児時間は一日33分と、7か国中最下位でした。

意識はあっても子育てにかかわれない状況にあり、その大きな原因の一つが労働時間の長さです。総務省の調査によると、世界的不況で労働時間が全体的に減少傾向の中、子育て世代である30歳代の男性の約2割が、週60時間以上も働いています。

■父親の生活は、現実と理想のギャップが大きい

小学生以下の子どもを持つ父親の約6割が、現実には「仕事」優先になっています。

しかし、「仕事」優先を希望している父親は、たった1.4%に過ぎません。

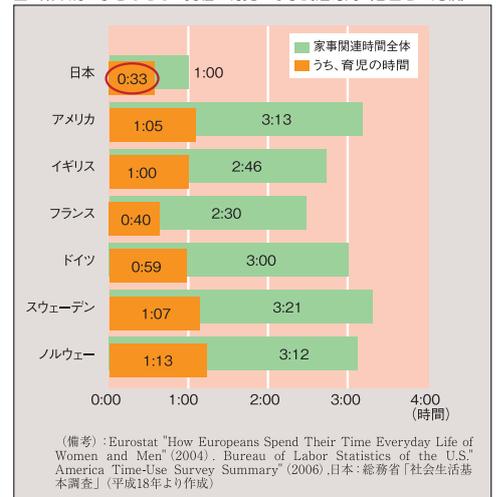
「仕事」と「家庭生活」と「個人の生活等」をともに優先したいと希望する父親は31.1%に上りましたが、現実に実現できているのは2.4%でした。

■父親は「子どもとの時間を十分にとれない」と感じている

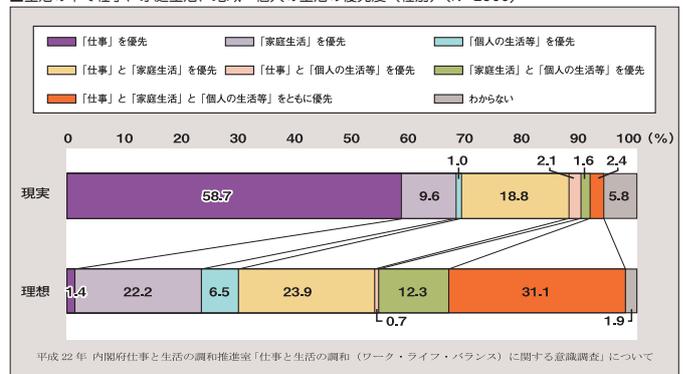
父親自身も仕事偏重の現状を決してよしとしているわけではありません。

「子育てによって自分も成長している」「子どもを育てるのは楽しく幸せなことだ」と感じている父親は、現実と希望の狭間で、「子どもとの時間を十分にとれない」ことを心配しています。

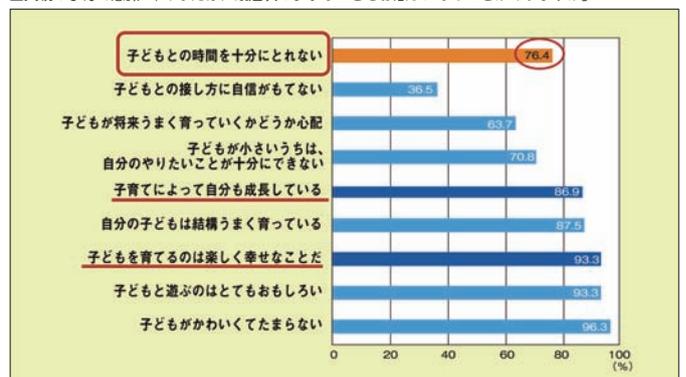
■6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事関連時間（各国との比較）



■生活の中で仕事、家庭生活、地域・個人の生活の優先度（性別）(N=2500)



■父親の子育て意識 「あなたは、最近次のようなことを感じることがありますか」



「第1回 乳幼児の父親について調査報告書」ベネッセ次世代育成研究所 2006年3月



■育児が母親に偏重、父親の育児能力や知識が非常に乏しい

子育てに前向きに取り組みたいという父親の意識があっても、現実には多くの父親が子育てを母親任せにせざるおえません。

そのため、父親の家事・育児能力はたいへん未熟で、子育ての知識・情報が非常に乏しく、母親に不測の事態が生じると、子どもの養育環境が損なわれてしまいます。

■わが子の理解、愛着形成が未成熟

子どもとの接触機会が少ないため、父親のわが子への理解度が低く、愛着形成が滞りがちです。

父親と子どもの信頼関係がしっかり結ばれると、父子ともにかかわりが楽しくなり、愛情が深まります。

この関係を築くためには、とにかく、父親がわが子の世話をすることに尽きるのですが、接触する時間が足りません。

■支援・相談を避ける傾向がある

父親を含め多くの男性は心の内を表現することが苦手です。助けを求めることを避ける傾向にあります。

そのため、周囲も、父親がアルコール依存症・病気・精神疾患など深刻な状況になってから初めて問題に気づくことが多々あります。

仕事と生活の調和が困難な30代男性の死因のトップは自殺であり、うつなど精神疾患に悩む方も増えています。

平成21年における死因順位別にみた年齢階級 男性

年齢階級	1位	2位	3位
10～14歳	不慮の事故	悪性新生物	自殺
15～19歳	不慮の事故	自殺	悪性新生物
20～24歳	自殺	不慮の事故	心疾患
25～29歳	自殺	不慮の事故	心疾患
30～34歳	自殺	不慮の事故	悪性新生物
35～39歳	自殺	悪性新生物	心疾患
40～44歳	自殺	悪性新生物	心疾患
45～49歳	悪性新生物	自殺	心疾患
50～54歳	悪性新生物	心疾患	自殺
55～59歳	悪性新生物	心疾患	自殺
60～64歳	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患

内閣府「平成23年版 自殺対策白書」より作成

職場の育児支援制度について

最近、父親の子育てが注目され、国の施策の中でも、男性が子育てに積極的にかかわるように、制度や法律が変わってきました。地域の子育て支援だけでなく、職場の育児支援制度も、以前よりは整いしています。父子家庭の父親が子育てをしながら働けるように職場の中の支援制度があります。また、育児・家事をサポートしてくれる親族が突然倒れ、介護が必要となったとき、利用できる介護制度もあります。最近行われた制度改正は周知が届いていないこともあります。職場の人事担当者などに問い合わせるよう父親にアドバイスしましょう。

■父子家庭が活用できる、職場の育児・介護制度（育児・介護休業法より）

1) 子の看護休暇

小学生入学までの子どもを養育する労働者は、事業主に申し出ることにより、1年に5日（子どもが2人以上の場合は1年に10日）まで、病気やケガをした子どもの看護のために、休暇を取得することができます。

2) 介護休暇

要介護状態にある対象家族の介護などの世話をを行う労働者は、1年に5日（対象家族が2人以上の場合は10日）まで、介護などの世話をを行うために、休暇を取得することができます。

3) 所定外労働の免除

3歳に満たない子どもを養育する労働者は、所定外労働時間を免除されます。

4) 時間外労働の制限

小学校入学までの子どもを養育する労働者と、要介護状態にある対象家族の介護などの世話をを行う労働者は、1か月150時間を超えて時間外労働（1か月24時間・1年150時間まで）の制限があります。

5) 深夜業の制限

小学校入学までの子どもを養育する労働者と、要介護状態にある対象家族の介護などの世話をを行う労働者は、深夜（午後10時～午前5時まで）の制限があります。

6) 短時間勤務制度

3歳に満たない子を養育する労働者で育児休業をしていないものと、要介護状態にある対象家族の介護などの世話をを行う労働者の申し出により短時間勤務の措置を受けることができます。

7) 不利益取り扱いの禁止

事業主は、労働者の申し出や取得したことを理由に解雇や不利益な取り扱いをしてはいけません。

8) 転勤についての配慮

事業主は、労働者の転勤について、その状況に配慮しなければなりません。

相談

主な施設の連絡先

■岩手県児童家庭課		☎019-629-5457
■岩手県福祉総合相談センター児童相談課	盛岡市本町通三丁目 19-1	☎019-629-9604
■駐在（久慈）	久慈市八日町 1-1	☎0194-53-4982
■一関児童相談所	一関市竹山町 5-28	☎0191-21-0560
■宮古児童相談所	宮古市和見町 9-29	☎0193-62-4059
■（社）岩手県母子寡婦福祉連合会	盛岡市本町通三丁目 19-1 岩手県福祉総合相談センター 3階	☎019-623-8539
■陸前高田市役所社会福祉課児童福祉係		☎0192-54-2111（内線 203）
■大船渡市地域福祉課児童家庭係		☎0192-27-3111（内線 183・184）
■釜石市子ども課次世代育成係		☎0193-22-5121
■宮古市保健福祉部福祉課		☎0193-62-2111
■住田町保健福祉課福祉係		☎0192-46-3862（内線 717）
■大槌町福祉課		☎0193-42-8715
■山田町健康福祉課児童福祉係		☎0193-82-3111（内線 146・147）
■岩泉町保健福祉課子育て支援室		☎0194-22-2111
■田野畑村生活福祉課		☎0194-34-2114

父子家庭のための相談窓口

■遺児家庭支援専門員による相談

遺児家庭支援専門員を沿岸広域振興局保健福祉環境部などに配置し、ひとり親家庭に家庭訪問し、支援制度の周知と受給申請手続きをサポートします。

- ・各種支援制度のお知らせ
 - ・いわての学び希望基金未就学児童給付金の給付事務補助
- 沿岸広域振興局保健福祉環境部 ☎0193-25-2702
 沿岸広域振興局宮古保健福祉環境センター ☎0193-64-2213
 沿岸広域振興局大船渡保健福祉環境センター ☎0192-27-9913

■母子家庭等特別相談

父子家庭も含めたひとり親家庭等が日常生活上抱えている諸問題について、弁護士による法律相談を行います。相談料は無料です。相談できる方は、母子家庭の母・寡婦、父子家庭の父です。事前に予約が必要。

（社）岩手県母子寡婦福祉連合会 ☎019-654-9838（電話相談）

■母子自立支援員による相談

父子家庭も含めたひとり親家庭の方々が抱える様々な問題や、母子（寡婦）福祉資金の貸付等の相談に応じ、相談された方々の問題解決に必要な助言・指導を行っています。

- 沿岸広域振興局保健福祉環境部 ☎0193-25-2702
 沿岸広域振興局宮古保健福祉環境センター ☎0193-64-2213
 沿岸広域振興局大船渡保健福祉環境センター ☎0192-27-9913

■男性向け相談

男性相談員による男性相談 ◎相談時間 毎週第2土曜日 10:00～13:00 要予約 ☎019-606-1762
インターネット相談 アイーナホームページ <http://www.aiina.jp> の「インターネット相談」をクリック

子どもに関する相談

■子どものこころのケアセンター

震災により子どもたちが受けた被災ダメージからの回復を支援するため、「子どものこころのケアセンター」を設置しています。センターでは、児童精神科医による直接的な援助のほか、関係機関への助言や支援者向け研修会等を行っています。児童およびその保護者（養育者）のほか、保育士、市町村職員、学校関係者等も利用できます。

宮古・子どものこころのケアセンター ☎0193-62-4059
釜石・子どものこころのケアセンター ☎0193-62-4059
気仙・子どものこころのケアセンター ☎0192-21-3130
心の健康相談センター（久慈地区） ☎0194-78-2936

■児童相談所

児童の養育についてのあらゆる相談に応じています。必要に応じて調査や判定を行い、児童の健全な育成についての指導を行います。

岩手県福祉総合相談センター児童相談課 ☎019-629-9604
駐在（久慈） ☎0194-53-4982
一関児童相談所 ☎0191-21-0560
宮古児童相談所 ☎0193-62-4059

■ふれあい電話

就学や進路についての悩み、学校に行けない、友だちとうまく関われない、暴力を振るっている、非行や怠学で困っているなど、学校生活全般の相談に応じます。

岩手県立総合教育センター ◎相談時間 平日（祝日を除く）9：00～17：00 ☎0198-27-2331

■いじめ相談電話

いじめで悩んでいる児童生徒と保護者からの相談に応じます。24時間受付。

岩手県教育委員会 ☎019-623-7830

■コスモスダイヤル

学習のつまずきや遅れなどが気になる、見え方や聞こえ方が心配、ことばが気になる、集団行動での落ち着きのなさが心配など、発達の遅れなどが気になる子どもに関する相談です。

岩手県立総合教育センター ◎相談時間 平日（祝日を除く）9：00～17：00 ☎0198-27-2473

■すこやかダイヤル電話相談

子育て全般、子どもの交友関係、子どもの勉強、子どもを取り巻く家庭の在り方についてなど、家庭教育やしつけについて相談に応じます。

岩手県立生涯学習推進センター
◎相談時間 平日 10：00～17：00（留守番電話・FAX 17：00～翌日10：00） ☎0198-27-2134

■子育てサポートセンター

お子さんの発達に関すること、しつけについて、保育園幼稚園に関すること、親自身の悩みなど子育てアドバイザーが応じます。

子育てサポートセンター ◎相談時間 9:00～17:00 ☎019-606-1764

■障がいをお持ちのお子様と保護者の相談窓口

障がいをお持ちのお子様と保護者の方が、今回の震災でどのような福祉サービスが使えるかなどの相談。

障害児・知的障害・発達障害者関係団体災害対策連絡協議会現地対策本部 ☎090-5351-3780

岩手県発達障がい者支援センター ウィズ ☎019-601-2115

■児童家庭支援センター

子ども、保護者、地域住民等からの相談に応じ、必要な助言・指導を行っています。

児童、家庭に関するあらゆる相談に、電話、来所、家庭訪問により応じます。

児童家庭支援センター 大洋 ☎0192-21-3130

仕事や生活に関する相談

■岩手労働局被災者サポートダイヤル

震災により被災された事業主や労働者、そのご家族方から賃金・解雇・雇用などの労働相談を受けつけるサポートダイヤル

◎相談時間 平日 9:00～17:00 総合労働相談センター ☎0120-980-783

■求職者サービス

県内 12 か所のハローワークで、職業相談やカウンセリング、求人公開カードや自己検索パソコンによる職業紹介を行っています。

ハローワーク盛岡	☎019-651-8811
ハローワーク沼宮内出張所	☎0195-62-2139
ハローワーク釜石	☎0193-23-8609
ハローワーク遠野出張所	☎0198-62-2842
ハローワーク宮古	☎0193-63-8609
ハローワーク花巻	☎0198-23-5118
ハローワーク一関	☎0191-23-4135
ハローワーク水沢	☎0197-24-8609
ハローワーク北上	☎0197-63-3314
ハローワーク大船渡	☎0192-27-4165
ハローワーク二戸	☎0195-23-3341
ハローワーク久慈	☎0194-53-3374

■ジョブカフェいわて、地域ジョブカフェ

県内 8 か所のジョブカフェで、主に若年者を対象に、就業に向けたさまざまな支援を行います。

ジョブカフェいわて（盛岡）	☎019-621-1171
ジョブカフェいわて☆がほア（二戸）	☎050-7544-4480
ジョブカフェはなまき（花巻）	☎0198-22-3277
ジョブカフェさくら（北上）	☎0197-63-3533
ジョブカフェ一関（一関）	☎0191-26-3910
ジョブカフェ気仙（大船渡）	☎0192-21-3456
ジョブカフェみやこ（宮古）	☎0193-64-3513
ジョブカフェ久慈（久慈）	☎0194-53-3344

■いわて県南パーソナル・サポート・センター

生活・就労相談と職業相談・職業紹介までをワンストップで行います。

☎0197-23-6331

■これからの暮らし仕事支援室

求職者の抱えるさまざまな支援ニーズに合わせたオーダーメイドでの生活支援、就職支援を行います。

☎019-626-1215

東日本大震災で被災した方の心の相談

■災害時ストレス健康相談

震災に伴う、うつ・PTSD や複雑性悲嘆などの精神的な問題を抱える被災者やご遺族に対する相談に対応。保健師または心理判定員が電話相談・面接相談を受けます。

岩手県精神保健福祉センター内 ◎相談時間 平日 9:00～17:00 ☎019-629-9617

■いのちの電話「震災ダイヤル」

震災による不安や悩みに関する相談

日本いのちの電話連盟 ☎0120-556-189

■震災こころの相談室

震災によるこころのストレスについて相談・診察を受けることができます。

釜石保健所 ☎0193-25-2702

宮古保健所 ☎0193-64-2218

大船渡保健所 ☎0192-27-9913

久慈保健所 ☎0194-53-4987

■いのちの電話

心の悩みについて、研修を受講し、認定を受けたボランティアが電話により対応します。

盛岡いのちの電話 ◎12時～21時（日曜日は12時～18時）☎019-654-7575

■子どもの人権110番

子どもに関する人権問題について、法務局局員又は人権擁護委員が電話により対応します。

子どもも、大人も利用できます。

法務省子どもの人権110番 ◎平日（祝日を除く）8時30分～17時15分 ☎0120-007-110

■チャイルドライン

子ども自らが抱える様々な悩みを電話で相談できる窓口です。18歳までの子どもだけが利用できます。

◎月曜日～土曜日 16時～21時 ☎0120-99-7777

東日本大震災に関する生活相談

■岩手県災害総合窓口

東日本大震災に関する県への情報提供や県民の問い合わせに対応する総合窓口。 ☎019-629-6911

■震災行政相談専用フリーダイヤル

被災者への支援強化のためのダイヤル。被災者の皆様からのいろいろな問い合わせや相談などを受け付けます。

◎相談時間 平日 8:30～17:15 ☎0120-711-815

■被災者相談支援センター

どこに相談したらいいのかわからない、こんなことで困っているなど、どのようなことでもお問い合わせください。センター相談員とともに、専門的なご相談に対応するため、弁護士、司法書士、建築士、土地家屋調査士、税理士が日替わりで窓口に常駐して、皆様からのご相談に応じます。

被災者相談支援センター・大船渡地区 ☎0192-27-9911

被災者相談支援センター・釜石地区 ☎080-5734-5494、080-5734-5495

被災者相談支援センター・宮古地区 ☎0193-64-2211

被災者相談支援センター・久慈地区 ☎0194-53-4981

支援

父子家庭の子育てや生活の支援

■母子家庭等日常生活支援事業

母子家庭、父子家庭及び寡婦の方が、一時的な事情により、生活環境が激変し、日常生活を営むことが困難になったときに、家庭生活支援員を派遣し、生活援助・保育サービスを提供します。

岩手県母子寡婦福祉連合会 ☎019-654-9838

■保育所の優先入所

ひとり親家庭の親が就業や求職活動、就職活動を行う際に、安心して子育てできるよう、保育所に優先的入所できるように支援しています。

陸前高田市社会福祉課児童福祉係 ☎0192-54-2111（内線 203）

釜石市保健福祉部子ども課 ☎0192-22-0179

宮古市保健福祉部福祉課 ☎0193-62-2111

大槌町福祉課 ☎0193-42-8715

山田町健康福祉課児童福祉係 ☎0193-82-3111

岩泉町保健福祉課子育て支援室 ☎0194-22-2111

■放課後児童クラブの優先利用

昼間保護者のいない小学校低学年児童や養護学校に通学する児童の健全育成を図る放課後児童クラブにおいて、ひとり親家庭の子どもが優先的に利用できるような取り組みを行っています。

陸前高田市社会福祉課児童福祉係 ☎0192-54-2111（内線 203）

宮古市保健福祉部福祉課 ☎0193-62-2111

大槌町福祉課 ☎0193-42-8715

山田町健康福祉課児童福祉係 ☎0193-82-3111（内線 146）

岩泉町保健福祉課子育て支援室 ☎0194-22-2111

■子育て短期支援（ショートステイ）

保護者の疾病、出産、恒常的な残業等により、家庭で児童の養育が一時的に困難になった児童を児童養護施設等の児童福祉施設で一定の期間、養育・保護します。

児童家庭支援センター 大洋 ☎0192-21-3130

住田町保健福祉課 ☎0192-46-3862

岩泉町子育て支援センター（いわいずみこども園） ☎0194-31-1177

■夜間養護（トワイライトステイ）

保護者が仕事等の理由で帰宅が夜間にわたる場合や休日の勤務などの場合に、児童養護施設、里親等で預かります。

児童家庭支援センター 大洋 ☎0192-21-3130

■ファミリー・サポート・センター

子どもを保育所等は送迎したり、急用のときに子どもを預かるなどの育児をサポートするため、子どもを預けたい人と預かりたい人をコーディネートします。

大船渡市ファミリーサポートセンター 大船渡市立根町字下欠 125-12 大船渡市 Y・S センター ☎0192-27-0017

釜石市ゆいっこサポートセンター 釜石市甲子町 10-630-1 ☎0193-22-4600

宮古市ファミリーサポートセンター 宮古市保久田 6-1 ふれあいステーション・あい内 ☎0193-64-4117

■通勤定期特別割引

児童扶養手当受給者又はその同一の世帯員の方で通勤のために JR 通勤定期乗車券を購入する場合に特別割引（3割程度）が受けられます。

市町村の児童福祉担当課

■母子家庭等就業・自立支援センター

母子家庭の母等に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供を行うとともに、弁護士等のアドバイスを受け養育費の取り決めなどの専門的な相談を行っています。

岩手県母子家庭等就業・自立支援センター 盛岡市本町通 3-19-1 岩手県福祉総合相談センター 3F ☎019-623-8539

手当や助成などの支援

■児童扶養手当

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

◎支給要件：次の①～⑦のいずれかに該当する子どもについて、父がその子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。

※個々のご家庭が支給要件に該当するかについては、お住まいの市町村にご相談ください。

- ①父母が婚姻を解消（事実上の婚姻関係の解消を含む）
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が重度の障害の状態にある
- ④父または母の生死が明らかでない（船舶・航空機事故など）
- ⑤父または母から1年以上にわたり遺棄されている

※遺棄とは、父または母が同居しないで扶養義務及び監護義務を全く放棄していることをいいます。

出稼ぎ・単身赴任のように目的が達成されれば帰ってくる場合や、家庭の不和による別居の場合等は該当しません。

- ⑥父または母が1年以上にわたり拘禁されている
- ⑦未婚の母の子である

◎手当額（月額）：受給資格者が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得等により決められます。

区分	全部支給	一部支給
子ども 1人	月額 41,430円	所得に応じて 月額 41,420円～9,780円 (10円きざみの額)
子ども 2人	月額 46,430円	子ども1人の手当額に 月額 5,000円 加算した額
子ども 3人	3人目から子ども1人増すごとに	3,000円 加算

◎受給手続き：児童扶養手当を受給するためには、市町村（特別区を含む）へ申請（認定請求）が必要です。
お住まいの市町村にお問い合わせの上、お手続きください。

◆必要書類（持参するもの）

- ・戸籍謄（抄）本〔1ヶ月以内に発行のもの〕
手当を申請する方と子どもの戸籍が別の場合は各々1通
- ・申請者名義の金融機関の預金通帳
- ・健康保険証（手当を申請する方と対象児童の記載のあるもの）
- ・年金手帳（加入状況が確認できるもの）
- ・印鑑
窓口で記入する書類・聴き取りにより係員が記入する書類
- ・認定請求書
- ・生計維持等に関する調書
- ・現況調書
- ・公的年金調書
- ・養育費等に関する申告書（必要な方）

陸前高田市社会福祉課児童福祉係	☎0192-54-2111（内線 203）
大船渡市生活福祉部地域福祉課児童家庭係	☎0192-27-3111（内線 183,184）
釜石市保健福祉部子ども課	☎0193-22-0177
宮古市保健福祉部福祉課	☎0193-62-2111
住田町保健福祉課福祉係	☎0192-46-3862（内線 717）
大槌町福祉課福祉班	☎0193-42-8715
山田町町民課住民記録係	☎0193-82-3111（内線 122）
岩泉町保健福祉課子育て支援室	☎0194-22-2111
田野畑村生活福祉課	☎0194-34-2114

■特別児童扶養手当

身体や精神に障がいのある20歳未満の児童について、特別児童扶養手当を支給し児童の福祉の増進を図るための制度です。

◎受給者：身体障害者手帳1級から4級の一部（平衡機能障害は5級まで）療育手帳AまたはB1に該当する20歳未満の障害者を養育している父もしくは母、または養育者。所得制限があります。

◎手当の月額（平成18年4月より）：1級 月額50,400円
2級 月額33,570円

陸前高田市社会福祉課児童福祉係
大船渡市生活福祉部地域福祉課児童家庭係
釜石市保健福祉部子ども課
宮古市保健福祉部福祉課
住田町保健福祉課福祉係
大槌町福祉課福祉班担当
山田町健康福祉課地域福祉係
岩泉町保健福祉課子育て支援室
田野畑村生活福祉課

■児童手当

0歳から中学校修了前の子どもを養育する方に支給します。

支給額は、0歳～3歳未満（一律）15,000円 3歳～小学校修了前（第1子・第2子）10,000円、（第3子以降）15,000円 中学生（一律）10,000円

陸前高田市社会福祉課児童福祉係
大船渡市生活福祉部地域福祉課児童家庭係
釜石市保健福祉部子ども課
宮古市保健福祉部福祉課
住田町保健福祉課福祉係
大槌町福祉課福祉班担
山田町町民課住民記録係
岩泉町保健福祉課子育て支援室
田野畑村生活福祉課

☎0193-82-3111（内線 122）

■認可保育所の保育料の軽減

東日本大震災津波に伴い被災した、入所児童世帯の経済的な負担を軽減するため、各市町村では、保育料の減額免除を実施している場合があります。

市町村の児童福祉担当課

■ひとり親家庭医療費助成

母子・父子家庭などが受診した場合にかかる医療費の自己負担額相当額を助成することにより、母子・父子家庭における経済的負担を軽減する制度です。

ただし、お住まいの市区町村によって、助成対象年齢や所得制限が異なる場合がありますので、詳しくは、市区町村の担当課にお問い合わせください。

陸前高田市社会福祉課児童福祉係	☎0192-54-2111（内線 203）
大船渡市国保年金課医療給付係	☎0192-27-3111（内線 142,148）
釜石市保健福祉部健康推進課医療給付係	☎0193-22-2111（内線 232）
宮古市市民生活部総合窓口課	☎0193-62-2111
住田町町民生活課国保医療係	☎0192-46-2113
大槌町町民課国保年金班	☎0193-42-8713
山田町国保介護課医療給付係	☎0193-82-3111（内線 132）
岩泉町町民課国保年金室	☎0194-22-2111
田野畑村生活福祉課	☎0194-34-2114

■生活福祉資金貸付制度 緊急小口資金（特例貸付）

低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯等を対象として無利子又は低金利で、各種の資金を貸し付ける制度です。貸付上限 10 万円（特例 20 万円）、拘留期間 1 年、償還期限 2 年、無利子、連帯保証人不要。低所得者に限らず、すべての被災世帯が利用できます。

市町村の社会福祉協議会または民生委員

東日本大震災で被災した方へ 公的な経済的支援

■生活復興支援資金「一時生活支援金」(貸付)

生活の復興の際に必要な当面の生活費(食費、住居費、公共料金、通院費、衣服費、移動経費、生活雑貨、学費・諸会費など)

貸与限度額は、(二人以上)月20万円以内(単身)月15万円以内

貸付期間は最長6月。リ災証明書または被災証明書の提出がない場合は最長3月。連帯保証人を立てる場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%

(社)岩手県社会福祉協議会地域福祉企画部生活支援グループ ☎019-637-4440・4533・4495・4496

■生活復興支援資金「生活再建費」(貸付)

住居の移転費、家具・什器等の購入に必要な経費。

貸与限度額は、80万円以内

貸付期間は最長6月。リ災証明書または被災証明書の提出がない場合は最長3月。連帯保証人を立てる場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%

(社)岩手県社会福祉協議会地域福祉企画部生活支援グループ

■生活復興支援資金「住宅補修費」(貸付)

住宅補修等に必要な経費(住宅の補修費用、上下水道の整備、自営業者が運営する工場、倉庫等の補修費用、自動車の購入費用等)

貸与限度額は、250万円以内

貸付期間は最長6月。リ災証明書または被災証明書の提出がない場合は最長3月。連帯保証人を立てる場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%

(社)岩手県社会福祉協議会地域福祉企画部生活支援グループ

■被災者生活再建支援金(支援金)

災害により現に居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。住宅の被害程度により支給する基礎支援金(最高100万)と住居の再建方法に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給するものです。

住宅の被害程度により支給する基礎支援金(最高100万円)と住宅の再建方法による加算支援金(最高200万)からなる。

東日本大震災により岩手県内で被災された世帯主の場合、申請期間は基礎支援金が平成25年4月10日まで、加算支援金が平成30年4月10日までです。

陸前高田市民生活部被災者支援室 ☎0192-54-2111(内線380、381)

大船渡市生活福祉部地域福祉課 ☎0192-27-3111

釜石市保健福祉部地域福祉課地域福祉係 ☎0193-22-2111

宮古市市民生活部生活課 ☎0193-62-2111

住田町総務課東日本大震災室 ☎0192-46-2111

大槌町福祉課福祉班 ☎0193-42-8715

山田町健康福祉課地域福祉係 ☎0193-82-3111(内線151)

岩泉町保健福祉課 ☎0194-22-2111(内線232、231)

田野畑村復興対策課 ☎0194-34-2111

■災害義援金（死亡または行方不明者）

岩手県では、日本赤十字社本社、中央共同募金会および岩手県災害義援金募集委員会から寄せられた義援金の市町村への配分を行っており、以下のとおり被災者の方に交付されます。死亡又は行方不明者 対象者1人あたり152万円

陸前高田市民生部被災者支援室	☎0192-54-2111（内線 380,381）
大船渡市生活福祉部地域福祉課	☎0192-27-3111
釜石市保健福祉部地域福祉課地域福祉係	☎0193-22-2111
宮古市市民生活部生活課	☎0193-62-2111
住田町総務課東日本大震災室	☎0192-46-2111
大槌町福祉課福祉班	☎0193-42-8715
山田町健康福祉課地域福祉係	☎0193-82-3111（内線 151）
岩泉町保健福祉課	☎0194-22-2111
田野畑村復興対策課	☎0194-34-2111

■災害義援金（住家被害）

岩手県では、日本赤十字社本社、中央共同募金会および岩手県災害義援金募集委員会から寄せられた義援金の市町村への配分を行っており、以下のとおり被災者の方に交付されます。

住宅被害（生活の本拠としていた住宅が半壊以上の被害を受けた方）

全壊、全焼（1戸あたり）152万円 半壊、半焼（1戸あたり）92.3万円 全半壊した福祉施設の入所者（1人あたり）104.4万円（全壊）52.7万円（半壊）

陸前高田市民生部被災者支援室
大船渡市生活福祉部地域福祉課
釜石市保健福祉部地域福祉課地域福祉係
宮古市市民生活部生活課
住田町総務課東日本大震災室
大槌町福祉課福祉班
山田町健康福祉課地域福祉係
岩泉町保健福祉課
田野畑村復興対策課

■災害援護資金（貸付）

災害により現に居住し住民登録のある市町村で負傷又は住宅・家財に大きな被害を受けた方に対して貸付。貸付限度額は、最高350万円

陸前高田市民生部被災者支援室
大船渡市生活福祉部地域福祉課
釜石市保健福祉部地域福祉課地域福祉係
宮古市市民生活部生活課
住田町総務課東日本大震災室
大槌町福祉課福祉班
山田町健康福祉課地域福祉係
岩泉町保健福祉課
田野畑村復興対策課

■災害弔慰金

災害により現に居住し住民登録のある市町村で死亡した方のご遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹）に支給されるものです。

生計維持者が亡くなった場合は500万円を超えない範囲、その他の方が亡くなられた場合は250万円を超えない範囲で支給される。

陸前高田市民生部被災者支援室

大船渡市生活福祉部地域福祉課

釜石市保健福祉部 地域福祉課 地域福祉係

宮古市健康福祉課地域福祉担当

☎0193-62-2111（内線 3411、3412）

住田町総務課東日本大震災支援室

大槌町福祉課福祉班

山田町健康福祉課地域福祉係

岩泉町保健福祉課

田野畑村政策推進課政策推進班

☎0194-34-2111（内線 61）

■災害障害見舞金

災害により重度の障害を受けた方に、見舞金を支給します。

生計維持者が重度の障がいを受けた場合：250万円 生計維持者以外の方が重度の障がいを受けた場合：125万円

陸前高田市民生部被災者支援室

大船渡市生活福祉部地域福祉課

釜石市保健福祉部 地域福祉課 地域福祉係

宮古市健康福祉課地域福祉担当

住田町総務課東日本大震災支援室

大槌町福祉課福祉班

山田町健康福祉課地域福祉係

岩泉町保健福祉課

田野畑村政策推進課政策推進班

■遺族基礎年金

国民年金や厚生年金の加入者などが死亡した場合、子どもに月額65,741円が支給されます。

（18歳になる年の年度末まで）

市町村の年金担当課

■遺族厚生年金

厚生年金の加入者などが死亡した場合、子どもに加入期間や給料に応じた額が支給されます。（18歳になる年の年度末まで）

日本年金機構 ☎0120-707-118

■労災保険（遺族補償年金など）

労働者が仕事や通勤中に地震や津波が原因で死亡した場合、遺族（補償）年金、遺族特別支給金（300万円）、遺族特別年金が支給されます。

岩手県労働局 ☎019-604-3009

労働基準監督署 宮古 ☎0193-62-6455

釜石 ☎0193-23-0651
大船渡 ☎0192-26-5231
二戸 ☎0195-23-4131

■児童扶養手当<特例措置>

今回の災害により住宅・家財等の財産について、その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合に、その損害を受けた月から翌年の7月までの手当については、所得による支給制限を適用せず、全額支給する特例措置があります。なお、適用を受けるには、お住まいの市町村へ「被災状況書」の提出が必要です。

※ただし、子どもや養育者が労災や年金を受給する場合、子どもが里親に委託される場合は不支給
市町村の児童福祉担当課

いわての学び希望基金

■いわての学び希望基金「未就学児童給付金」

岩手県で東日本大震災津波に被災し、親を失った児童、生徒及び学生（県外に転居した者を含む）への給付金・給付型奨学金（月額1万円）

対象は震災時、未就学児（胎児も含む）の人

岩手県保健福祉部児童家庭課健全育成担当 ☎019-629-5461

■いわての学び希望基金「奨学金」

岩手県で東日本大震災津波に被災し、親を失った児童、生徒及び学生（県外に転居した者を含む）への給付金・給付型奨学金

小中学生：月額1万円 高校生：月額3万円 大学生：月額5万円

対象は震災時、学校に在学している人

岩手県教育委員会教育企画室 ☎019-629-6108

■いわて学びの希望基金「卒業一時金」

小学校卒業時：5万円 中学校卒業時：10万円 高等学校卒業時：30万円

対象はいわての学び希望基金奨学金受給者

岩手県教育委員会教育企画室

東日本大震災で被災した方へ 民間等による教育関連の経済支援

■MUFG・ユネスコ協会 東日本大震災復興育英基金「奨学金・一時金」

奨学金：月額2万円 一時金：給付開始時に10万円

対象は平成24年4月現在、小中高に在籍する人

公益社団法人日本ユネスコ協会連盟 ☎03-5424-1121

■毎日新聞社会事業団「毎日希望奨学金」

月額2万円

対象は高校・大学・専修学校に在学している人

現在募集なし、来年度募集1月～3月頃の予定

毎日新聞東京社会事業団 ☎03-3213-2674

■ロータリー東日本大震災青少年支援連絡協議会「ロータリー希望の風奨学金」

月額5万円

対象は大学生・短大生・専門学校生（高校3年生の予約採用あり）

ロータリー東日本大震災青少年支援連絡協議会 ☎03-5250-2050

■東日本大震災復興支援財団「まなべる基金」

月額2万円

対象は高等学校・高等専門学校・高等専修学校の在学学生

申請時、他の給付型奨学金を受給していないこと

東日本大震災復興支援財団 ☎0120-957-802

■みちのく未来基金

大学等入学金および授業料、実習費等全額（上限300万円）

対象は進学希望の高校3年生。学校法人または大学、短期大学、専門学校等に合格した人

みちのく未来基金事務局 ☎022-777-8157

■高速道路交流推進財団「震災遺児修学援助基金修学資金・卒業祝金」

奨学金：年額28.2万円 卒業祝金：高等学校卒業時10万円

対象は小学校～大学までの在学学生

胎児・未就学児も待機登録し、就学時に給付開始

財団法人高速道路交流推進財団 ☎0120-768-660

■あしなが育英会「特別一時金」

0歳児から大学院生まで：一律200万円

未就学児、小学生から大学院生まで満18歳以下の就学・就労（正規雇用）していない子ども

申請期限 平成24年9月30日（予定）

あしなが育英会被災者専用 ☎0120-77-8565

■あしなが育英会「奨学金」

高校・高専：月額公立2.5万円、私立3万円 大学・短大等：月額一般4万円、特別5万円対象は高校生以上

あしなが育英会被災者専用

■日本学生支援機構「第一種奨学金・第二種奨学金」

学校の種別により貸付額が異なる

第一種奨学金：月額1～6.4万円 第二種奨学金：月額3～12万円（選択制）

第一種奨学金：大学・短大・高専・専修（専門）・大学院 第二種奨学金：大学・短大・高専（4、5年）・専修（専門）・大学院

在学している学校

■岩手育英奨学会「奨学金・一時金」

タイプA：月額1.8万円～3.5万円 タイプB：月額1.5～3万円（選択制）+一時金

対象は高校生（中学3年生の予約採用あり）

在学している学校

■藤本育英財団

高校生以上に対し、学費・就学のため生活に必要なとされる額
面談のうえ決定

ユニデン（株）☎03-5543-2815

施設

■保育所・保育園の担当課

陸前高田市社会福祉課児童福祉係	☎0192-54-2111 (内線 203)
大船渡市地域福祉課児童家庭係	☎0192-27-3111 (内線 183・184)
釜石市子ども課次世代育成係	☎0193-22-5121
宮古市保健福祉部福祉課	☎0193-62-2111
住田町教育委員会事務局学校教育係	☎0192-46-3863
大槌町福祉課	☎0193-42-8715
山田町健康福祉課児童福祉係	☎0193-82-3111(内線 146・147)
岩泉町保健福祉課子育て支援室	☎0194-22-2111
田野畑村生活福祉課	☎0194-34-2114

■幼稚園の担当課

大船渡市教育委員会学務係	☎0192-27-3111 (内線 278)
釜石市教育委員会 幼児教育推進室	☎0193-22-8837
宮古市保健福祉部福祉課	
大槌町教育委員会事務局学務課	☎0193-42-6100
山田町健康福祉課児童福祉係	

■放課後児童クラブの担当課

陸前高田市社会福祉課児童福祉係	
大船渡市教育委員会学務係	
釜石市地域福祉課 児童家庭係	☎0193-22-0177
宮古市保健福祉部福祉課	
住田町教育委員会事務局学校教育係	
大槌町教育委員会事務局学務課	
山田町健康福祉課児童福祉係	
岩泉町保健福祉課子育て支援室	

■乳児院

岩手県福祉総合相談センター児童相談課	☎019-629-9604
駐在 (久慈)	☎0194-53-4982
一関児童相談所	☎0191-21-0560
宮古児童相談所	☎0193-62-4059

乳児院の名称	所在地	電話	定員
日赤岩手乳児院	盛岡市中央通1丁目4-7	019-621-3311	20
善友乳児院	盛岡市北山1丁目13-24	019-622-2156	23

■児童館・児童センター

大船渡市教育委員会学務係
釜石市地域福祉課 児童家庭係
宮古市保健福祉部福祉課
住田町教育委員会事務局学校教育係
山田町健康福祉課児童福祉係
岩泉町保健福祉課子育て支援室
田野畑村生活福祉課



■地域子育て支援センター・つどいの広場

陸前高田市社会福祉課児童福祉係

大船渡市地域福祉課児童家庭係

釜石市子ども課

宮古市保健福祉部福祉課

大槌町福祉課

山田町健康福祉課児童福祉係

岩泉町保健福祉課子育て支援室

田野畑村生活福祉係

支援サイト

- 首相官邸 東日本大震災対応 ～首相官邸災害対策ページ～
<http://www.kantei.go.jp/saigai/>
- 東日本大震災 子どもの学びポータルサイト
<http://manabishien.mext.go.jp/>
- 3.11 復興情報サイト 助けあいじゃぱん
<http://tasukeaijapan.jp/>
- 被災者のための相談窓口案内（ガイドブック）一覧
http://www.e-gov.go.jp/link/consultation_guide.html
- 公益財団法人日本ユニセフ協会
<http://www.unicef.or.jp/>
- 父子家庭共和国
<http://www.singlemother.co.jp/father/>
- NPO 法人 全国父子家庭支援連絡会
<http://www.zenfushiren.jp/>
- 東京葛飾父子家庭当事者の会
<http://tk-fusi.com/>
- 東京都ひとり親家庭支援センター はあと
<http://www.haat.or.jp/>
- フレンチトースト基金
<http://www.ftfund.jp/>
- 日本司法支援センター 法テラス
<http://www.houterasu.or.jp/>
- 養育費相談支援センター
<http://www.youikuhi-soudan.jp>
- NPO 法人しんぐるまざーず・ふぉーらむ
<http://www.single-mama.com/>
- 財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会
<http://zenbo.org/>
- 母子家庭共和国
<http://www.singlemother.co.jp/>
- ハンド・イン・ハンドの会
<http://www.gendai-kazoku.jp/>
- イクメンプロジェクト
<http://ikumen-project.jp/index.html>
- お父さん応援プロジェクト
http://ccn.niiza-ksdt.com/papa/p_index.html
- NPO 法人新座子育てネットワーク
<http://ccn.niiza-ksdt.com/>

メモ



お父さん 支援員

ハンドブック 岩手県

発行日：2012年5月 初版

編集：  NPO 法人新座子育てネットワーク
〒352-0017 埼玉県新座市菅沢 1-4-5 2F TEL/048-482-5732

発行：  公益財団法人日本ユニセフ協会
〒108-8607 東京都港区高輪 4-6-12 ユニセフハウス TEL/03-5789-2295

監修：岩手県
